6　委員会は、この条約の非締約国の代表がオブザーバーとして参加することを規律する手続規則を採択する。

7　委員会は、政府間機関の代表がオブザーバーとして参加することを規律する手続規則を採択する。

8　条約水域に存在する資源に関心を有する非政府機関の代表は、委員会が採択する規則に従うことを条件として、機関の会合にオブザーバーとして参加する機会を与えられる。

9　委員会は、8に規定するオブザーバーとしての参加を規律し、及び機関の活動の透明性について規定する規則を採択する。この規則は、この点に関して、不当に制限的であってはならず、また、機関の記録及び報告の入手に関する手続規則に従うことを条件として、当該機関の記録及び報告を適時に入手する権利について定めるものとする。委員会は、当該手続規則をできる限り速やかに採択する。

10　締約国は、6及び7に規定するオブザーバーとしての参加に関する規則が委員会により採択されるまでの間、この条約の非締約国及び政府間機関の代表をオブザーバーとして招請することをコンセンサス方式によって決定することができる。

第九条　遵守委員会

1　各締約国は、遵守委員会に対し一人の代表を任命する権利を有するものとし、この代表は、代表代理及び顧問を伴うことができる。

2　遵守委員会の任務は、委員会が別段の決定を行わない限り、保存管理措置の実施及び遵守に関する情報、助言及び勧告を委員会に提供することとする。

3　遵守委員会は、その任務の遂行に当たり、委員会が指示する活動を実施し、及び次のことを行う。

(a)　機関により又は機関に代わって行われる遵守活動の調整を行うこと。

(b)　共通の関心事に関し、科学委員会と調整を行うこと。

(c)　委員会が指示する他の職務を遂行すること。

4　遵守委員会は、委員会が必要と認めるときに会合を開催する。

5　遵守委員会は、その会合の運営及びその任務の遂行のための手続規則を採択し、及び必要に応じて改正する。当該手続規則及びその改正は、委員会により承認されなければならない。当該手続規則には、少数派によって作成された報告を提出するための手続を含める。

6　遵守委員会は、委員会の承認を得て、遵守委員会の任務の遂行に必要な補助機関を設置することができる。

第十条　科学委員会

1　各締約国は、科学委員会に対し一人の代表を任命する権利を有するものとし、この代表は、代表代理及び顧問を伴うことができる。

2　科学委員会は、必要に応じて特別に専門家の助言を求めることができる。

3　科学委員会の任務は、この条約の対象となる漁業資源に関する保存管理措置の作成のために委員会に科学的助言及び勧告を行うこと並びに条約水域の海洋生物資源に関する知識を向上させるための科学的調査に関する協力を奨励し、及び促進することとする。

4　科学委員会は、その任務の遂行に当たり、委員会が指示する活動を実施し、及び次のことを行う。

(a)　条約水域の海洋生物資源に関連する情報の収集、研究及び交換について協議し、協力し、及び奨励すること。

(b)　保存管理措置を決定する際に用いられる基準及び手法を定めること。

(c)　関連する海洋生物資源の個体群の状態及び傾向を評価すること。

(d)　漁獲その他人間の活動が漁業資源の個体群に及ぼす直接的及び間接的な影響に関するデータを分析すること。

(e)　漁獲の方法又は水準について提案された変更及び提案された保存管理措置の潜在的な影響を評価すること。

(f)　保存管理措置及び調査に関する報告又は勧告を指示又は自己の発意によって委員会に送付すること。

5　科学委員会は、その任務の遂行に当たり、他の漁業管理機関、技術機関及び科学機関の作業を考慮するよう努める。

6　科学委員会の第一回会合は、委員会の第一回会合の後三箇月以内に開催する。

7　科学委員会は、その会合の運営及びその任務の遂行のための手続規則を採択し、及び必要に応じて改正する。当該手続規則及びその改正は、委員会により承認されなければならない。当該手続規則には、少数派によって作成された報告を提出するための手続を含める。

8　科学委員会は、委員会の承認を得て、科学委員会の任務の遂行に必要な補助機関を設置することができる。

第十一条　事務局

1　委員会は、委員会が決定する手続及び条件に従って事務局長を任命する。

2　事務局長は、四年の任期で任命されるものとし、更に四年を超えない任期について一回に限り再任されることができる。

3　委員会は、必要な事務局の職員を認めるものとし、事務局長は、委員会が承認する職員に関する規則に従って、職員を任命し、指揮し、及び監督する。

4　事務局長及び事務局は、委員会が委任する任務を遂行する。

第十二条　財政及び予算

1　委員会は、各年次会合において機関の予算を採択する。委員会は、予算の規模を決定するに当たり、費用対効果の原則に妥当な考慮を払う。

2　事務局長は、機関の次の会計年度の予算案を作成し、委員会の年次会合の六十日前までに締約国に送付する。

3　各締約国は、予算に係る分担金を支払う。各締約国による分担金は、均等な基本額及びこの条約の対象となる種の条約水域における総採捕量に基づく額の組合せに従うものとする。委員会は、各締約国の経済的状況を考慮しつつ、分担金に適用する割合を採択し、及び改正する。条約水域に接続する領域を有する締約国については、経済的状況とは、当該領域の経済的状況をいう。

4　この条約の効力発生の後最初の三年間又は委員会が決定するそれより短い期間については、各締約国の分担金の額は、均等なものとする。

5　委員会は、その任務の遂行に関連した目的のために、組織、個人その他のものに対し財政的拠出その他の形式による援助を要請し、及びこれらの援助を受けることができる。

6　機関の財政的活動（3に規定する分担金の割合を含む。）は、委員会が採択する財政規則に従って行われるものとし、委員会が任命する独立した会計監査人による年次監査を受ける。

7　各締約国は、機関の組織の会合への出席に係る自国の経費を負担する。

8　機関に対し二年間を超えて支払が延滞している締約国は、委員会が別段の決定を行わない限り、

(a)　委員会による決定に参加することができない。

(b)　延滞している金額を機関に支払うまでの間、委員会が採択する措置を受諾しない旨の通告を行うことができない。